

セーフガード手順に関する通知 2016年8月

国防総省教育活動(DoDEA)の使命は、すべての児童・生徒に国際舞台で成功するための質の高い教育プログラムを提供することです。私たちは質の高い教育を平等に提供することで、すべての子供たちが学校で最大限の能力を発揮し、学習能力に優れ生産性の高い大人となることができるかと確信しています。DoDEAでは、障害のある子供に対しては、適用される法律および規制に従い、子供の個別ニーズに基づいて最も制約の少ない環境で無償で適切な公教育(FAPE)が提供されます。このセーフガード手順に関する通知は、子供が適切な教育を受けられるよう私たちが協力する際に、セーフガード手順をより深く理解してもらうために作成されました。本通知を母国語でお求めになる場合、学校長までお問い合わせください。明らかに不可能でない限りご要望にお応えします。

はじめに

この冊子は、3歳から21歳までの障害を持つ子供の特殊教育に関する教育権についての概要を説明しています。この通知は、2015年6月17日付の国防総省訓令1342.12「有資格の国防総省職員の被扶養者に対する早期介入および特殊教育サービスの提供」で定義されるセーフガード手順について説明します。

本セーフガード手順に関する通知は下記の場合に提供されることが義務付けられています:

- 年1回
- 特殊教育に関する評価について初めて照会された場合、または親から評価を要求された場合
- 初回の適法手続きによる苦情申し立てを受理した時
- 問題行動のために障害を持つ子供の退出処分が決定され、その処分によって子供のプレースメントが変更された場合、その日付で
- 親から要求された場合

追加情報

DoDEAの特殊教育プログラムおよびサービスは、2015年6月17日付の国防総省(DoD)訓令1342.12「有資格の国防総省職員の被扶養者に対する早期介入および特殊教育サービスの提供」に従って提供されます。この訓令のコピーは下記ウェブサイトより入手可能です:
<http://www.dodea.edu/Curriculum/specialEduc/pubs.cfm>

DoDEAケーススタディ委員会(CSC)とは、特殊教育専門家、普通学級の教師、関連するサービス担当者、管理者、そして親であるあなたから構成される包括的なチームを意味します。達成すべき活動目標によって、CSC形成に必要なメンバーは変化します。CSCは学校の特殊教育プログラム、および前述の国防総省訓令1342.12下で有資格とされた障害のある生徒に直接関わるすべての活動を監視します。子供が通学する学校のCSC委員会についての詳しい情報は、学校関係者にお問い合わせください。

子供の教育プログラムに関する詳しい情報は、まず子供が通学する学校にお問い合わせください。子供の担任および学校関係者が、あなたの質問に答え、懸念に対処してくれます。学区の特殊教育プログラムの手続きについての質問は、学区の特殊教育責任者(ISS)にお問い合わせください。特殊教育責任者は最寄りの学区の教育長事務所にいます。

親の参加

親は、子供が特殊教育および関連サービスを開始したり継続する資格を決定するため、子供の個別教育プログラム(IEP)の準備または変更を行うため、あるいは子供のプレースメントを決定または変更するためのCSCミーティングに参加する権利があります。ミーティングに直接参加できない場合、電話またはテレビ会議によって参加できる場合があります。通常、学校側が書面で参加を促したにもかかわらず親の参加を得られなかった場合を除いて、子供のプレースメントは親が参加しない限り決定されません。

書面による事前通知

親は子供の特殊教育プログラムに関する決定に参加することに加えて、DoDEAが特別な措置を実行する前の合理的な期間内に「書面による事前通知(PWN)」と呼ばれる文書を受け取る権利があります。PWNを必要とする活動または措置には下記のものが含まれます:

- CSCが子供の評価を開始するよう提案する(または評価の要求を拒否する)
- CSCが、子供が特殊教育サービスを受ける資格があると判断する(または子供が特殊教育サービスを受ける資格がないと判断する)
- CSCが、子供の教育プログラム/プレースメントの変更(初回IEPまたは既存のIEPの変更など)を提案する(あるいは子供のプログラム/プレースメントの変更要求を拒否する)

PWN文書には次の事項が含まれます:

- DoDEAから提案、または拒否された措置の説明
- DoDEAがその措置を提案または拒否する理由の詳細な説明
- DoDEAによる提案または拒否の根拠として使用された情報またはデータの説明
- 他にDoDEAが検討したが拒否した代替案の説明と、その代替案が拒否された理由
- DoDEAの決定に関する他の要因の説明
- セーフガード手順についての説明およびセーフガード手順についての冊子を手に入れる場所についての情報
- 親の権利を理解するために役立つ情報源および連絡先
- 調停の説明、苦情申し立ての方法、適法手続きのヒアリング手続き、および適用されるスケジュールを含む紛争解決手続き

親の同意

子供にFAPEを提供するために、学校関係者が教育サービスの一環として取り組む多くの活動のためには、書面による親の同意が必要です。DoDEAにとって、親の同意を得るためにはその活動内容を十分に理解してもらうことが重要です。以上の通知を母国語でお求めになる場合、学校長までお問い合わせください。明らかに不可能でない限りご要望にお応えします。

必要な同意

特殊教育を受ける資格があるかを判定する初回評価

DoDEAは子供の初回評価を実施する前に親からインフォームド・コンセントを得る必要があります。そのプロセスに関して懸念や質問があり、同意しづらい場合、回答やプロセスへの参加を怠った場合、あるいは初回評価に対する同意を最終的に拒否した場合、DoDEAは下記を実施します。

- 質問および懸念を解決するために親と協議する
- 子供の教育的進歩をサポートするため、協力的な関係の維持に努める

また、子供の教育的進歩が障害の影響によって阻害されている疑いがあるという証拠がある場合、DoDEAには正式な紛争解決(公平な適法手続き)を要求する権利があります。親が初回評価に対する同意を拒否した場合、DoDEAはチャイルド・ファインド(障害を持つ子供の特定)、初回評価、もしくは評価手続きに従った作業を行うための要件に違反してはならず、また有資格の決定を行いIEPを作成してはなりません。

特殊教育の最初のプレースメント(サービス提供)

初回評価が完了した後、その子供が特殊教育サービスを受ける資格があると判定された場合、親はIEPの策定に参加することを求められます。このプログラムは、子供のニーズと、そのニーズを満たすサービスの案を特定します。この初回IEPで、DoDEAが子供を特殊教育プログラムに入れ、サービス提供を開始する前に親は書面でインフォームド・コンセントを提出する必要があります。署名した時点で、IEPで指定された開始日に従い子供へのサービス提供が開始されます。親がサービスに対する初回同意を拒否した場合、DoDEAは親の同意が要求され拒否された子供にこのようなサービスを提供していないことに対し、その子供のためにFAPEを利用可能にする要求に違反したとはみなされません。

再評価

子供が過去に有資格と判断され、特殊教育サービスを受けている場合、その教育プログラムが子供の成長とニーズを正確に反映していることが重要です。子供は少なくとも3年に1度包括的な再評価を受ける必要がありますが、3年目の再評価以前にその子供のプログラムの全体的な更新を検討する必要が生じた場合は3年に達する前に再評価を実施できます。

再評価のプロセスは、子供に特化した指導と特殊教育のプレースメントを継続して受ける必要があるか判定することが目的です。このプロセスは正規の試験を実施する必要がある場合とない場合があります。

3年ごとの再評価の際にCSCが正規の試験が必要であると判断した場合、親の同意を求められます。親が評価の実施を要求した場合、DoDEAは評価を進めるために親の同意を求めます。CSCは親の同意を得るために合理的な努力を行ったことを記録し、同意が得られない場合、DoDEAは再評価のために親の同意が必要でないとして評価を進めます。

3年ごとの再評価の際にCSCが正規の試験が不要であると判断した場合、その決定の理由が親に提示されます。その他のデータ(サービス提供者の報告書、所見、教師の意見、親の意見など)は3年ごとに更新されるプロフィールで活用されます。

親には正規の試験手続きの実施を要求する権利があります。CSCは評価を更新の際には親の要求を尊重し、3年ごとの評価日の前に評価を完了する必要があります。

不要な同意

下記の場合は親の同意は不要です。

- 評価または再評価の一環として、CSCが既存情報を見直す場合
- 授業参観を実施する場合
- 試験の実施前にすべての子供の親の同意が必要でない限り、すべての子供に対して実施される試験または評価
- 子供のIEPで、成長度の指標として特定される評価手続きを実施する場合

同意の取り消し

特殊教育サービスの評価、再評価、またはプレースメントについてDoDEAに書面による親の同意を提出した後、親はいつでもその書面による同意を撤回できます。同意を撤回する場合はDoDEAに書面で通知する必要があります。

- 評価プロセス中に同意を撤回する場合、同意の撤回は完了前の評価活動にのみ適用されます。既に完了した評価項目は、有効な項目として子供の教育記録に残ります。
- 特殊教育サービスの提供に対する同意を撤回する場合、親から同意の撤回を受け取った時点ですべてのサービスと教育措置は終了します。DoDEAはサービスを中止する前に親へPWNを提供します。PWNで、子供が障害者であるとはみなされない、または国防総省訓令1342.12および国防総省手順1342.12により国防総省で施行される、障害者教育法(IDEA)下での保護を提供されないことが説明されます。
- 親が、具体的な特殊教育または関連サービスの提供に対する同意を撤回し、子供がそのサービスを受けなかった場合はFAPEを提供されることで親とCSCの学校関係者が同意した場合、子供のIEPからそのサービスを除くよう修正され、DoDEAからPWNが提供されます。
- 子供が特定のサービスを受けなかった場合にFAPEを提供されるかどうかに関して親とCSCの学校関係者との間で合意しなかった場合、親は、合意していないサービスが適切かどうか、そして子供にとってFAPEを受けることが必要かどうか、調停または適法手続きによって判定を得ることができませんが、学校側が不要であると判断しない限り、またはそのような決定が調停または適法手続きによって行われな限り学校は特定のサービスの提供を終了することはできません。

独立した機関による教育評価(IEE)

独立した機関による教育評価(IEE)とは、資格を持ち、かつ国防総省にも教育・発達介入サービス(EDIS)にも所属しない試験官により実施される評価です。親はいつでも実費でIEEを要求する権利があります。

親がDoDEA学校システムの評価の結果に同意しない場合、DoDEA側の負担でIEEを要求することができます。この要求は書面で提出する必要があります。親からIEEの要求を書面で受け取った時点で、DoDEAは遅れることなくこの要求を実施する必要があります。親は、提示されたDoDEA学校システムの評価に対して同意しない場合、一回に限りDoDEA学校システム側の負担でIEEを要求する権利があります。

DoDEAは、親に拒否されたDoDEA学校システムの評価が妥当であることを証明するため、IEEの費用負担に同意するか、または適法手続きによるヒアリングを開始する必要があります。DoDEAがIEE費用の支払いに同意した場合、DoDEAは適正な評価要素を持つ機関の条件を指定します。DoDEAは上記のような条件を満たす業者を特定する場合があります。親は推薦された業者の中から選ぶ必要はありませんが、親が選択した業者は条件を満たす評価を提供できる業者でなくてはなりません。DoDEAは業者の条件を満たさないIEEの費用を負担する必要はありません。

DoDEAがIEEの費用を負担しない場合、適法手続きによるヒアリングを開始する必要があります。ヒアリング責任者がDoDEAの評価が妥当であると判断した場合、DoDEAはIEEの費用を負担する必要はありません。それでも親は自己負担でIEEを入手することができます。

IEE所見の考察

DoDEAの負担または私的(親の)負担のいずれであっても、IEEを受けた場合、子供のFAPEに関わるいかなる決定の際にもCSCによって考慮されます。ただし、CSCは子供の有資格性、プレースメント、IEP、サービス、およびFAPEに影響する決定を下す際には入手可能なすべての情報を考慮する必要があります。IEEの所見および推奨事項は他のすべてのデータとともに考慮されます。IEEのみが子供の教育に関わる決定の唯一の基礎となるわけではありません。

教育記録へのアクセス

国防総省通達5400.11-R「国防総省におけるプライバシー保護プログラム」により施行されたとおり、1974年プライバシー保護法(PA)(改正合衆国法典第5編552条a)の要件の下で、親権者として、親(または正式な代理人)は子供が通う学区または国防総省学校システムにより収集、維持、または使用されたあらゆる子供の記録を検査し、閲覧する権利を持ちます。

<http://www.dodea.edu/Curriculum/specialEduc/parentsInfo.cfm>

プライバシー保護法で管理される記録とは、親または子供の名前や個人識別番号、住所など個人を特定できる情報、その他合理的な正確さで子供を特定できる個人的特徴に基づいてファイルされた記録を意味します。これらの記録には、特殊教育、登録情報、出席状況、健康状態、および懲罰を含めて学校で管理される部外秘の子供の教育記録が含まれます。

記録の開示

プライバシー保護法に従い、DoDEAまたは国防総省担当者への記録の開示は親の同意を必要としません。国防総省との契約の遂行で使用するために契約業者に記録を開示することは国防総省内部の開示とみなされます。子供の記録を国防総省外部の第三者機関に開示する

場合、通常は書面による親の同意が必要です。ただし、場合によっては、親の同意なしに記録が第三者機関に開示されることがあります(例えば、プライバシー保護法の下、開示が認められた場合。これには法執行機関の担当者への開示や子供やその他の人物の健康および福利を保護するための開示などが含まれるが、これらに限定されない)。

学校での懲罰および暫定的な代替教育環境の設定

すべての学校の懲罰規定および手続きは、障害を持つ子供にも適用されます。ただし、障害を持つ子供に対しては、懲罰処分の期間中に特殊教育サービスが中断されないよう、特別な保護および手続きが用意されています。さらに、障害を持つ子供の中には、障害の顕在化による問題行動を起こす子供もいます。このような子供に対しては、懲罰の対象となる事件を引き起こすような問題行動や振る舞いの可能性を減らすための案や指導が教育プログラム採用されていることが重要です。

障害を持つ子供が問題行動に関わった場合、その子供を教育プログラムから外す懲戒処分(停学)が科される場合があります。国防総省訓令1342.12、別紙4の第12項bに従い、子供が現在の学力プレースメントから連続して10授業日を超えて退出処分を受けている、あるいは年度内に累計で10授業日を超えて退出処分を受けてCSCによって問題行動のパターンであると判断された場合、この懲戒処分はプレースメントの変更とみなされます。この決定はケースバイケースで行われ、ヒアリング責任者の審査を受けることとなります。CSCは、下記を検証することで、子供がパターンを形成している一連の退出処分を受けているかどうかの判断の下地とします:

- (a) 子供の行為が、一連の退出処分の原因となった過去の事件で見られた行為と実質的に同様である
- (b) それぞれの退出期間、子供が退出処分を受けた時間の合計、退出処分が終了してから次の処分までの期間などの追加的要因

障害を持つ子供の問題行動のために退出処分を科す決定が下された日、退出処分により子供のプレースメントが変わる場合、学校はその決定を親に通知し、親にセーフガード手順についての通知を提供する必要があります。

プレースメントの変更を伴う退出処分から10日以内に、CSCは子供の問題行動が障害の顕在化であるかどうか判定するためにミーティングを開催する必要があります。これは、顕在化確定審査と呼ばれます。

顕在化確定審査は下記を判定します:

- 子供の行動が、障害によって引き起こされた、または障害と直接かつ深いつながりを持つかどうか
- 子供の行動が、学校にとってIEP実施の失敗であるという直接的な結果であるかどうか

顕在化確定審査中、子供の評価結果、観察状況、親から提供された情報、子供のIEP、および現在のプレースメントを含めた関連情報がすべて見直されます。

障害の顕在化でない行動

子供の問題行動が障害の顕在化でないと判定された場合、障害を持たない子供と同じ DoDEA の懲罰手続きが適用される場合があります。この手続きには代替教育環境へのプレースメントも含まれます。学校はその後も続けて子供に特殊教育サービスを提供する義務があります。

障害の顕在化である行動

問題となっている行動が子供の障害の顕在化であると判定された場合、CSC は子供のプログラムに対する適切な修正を検討し、開始します(例えば、機能的行動解析を行い、行動介入プランを実施し、必要に応じてIEPの教育措置やその他の要素を修正します)。以下に続く「代替教育設定」の項の第2段落で説明するように、学校側は、親と学校がプレースメントの変更について同意しない限り、または特殊な状況が存在しない限り、子供が退出させられたプレースメントに子供を戻す必要があります。

問題行動がIEP実施の失敗の結果である場合

子供の問題行動がIEP実施の失敗の結果であると判定された場合、CSC は子供の行為/問題行動に対処するために現行のIEPを見直し、適切な措置や子供のプログラムに対する修正を決定します。以下に続く「代替教育設定」の項の第2段落で説明するように、学校側は、親と学校がプレースメントの変更について同意しない限り、または特殊な状況が存在しない限り、子供が退出させられたプレースメントに子供を戻す必要があります。

代替教育設定(AES)

学校関係者は障害を持つ子供が問題行動を起こした場合、現在のプレースメントから下記へ退出させる場合があります:

- (1) 適切な暫定的代替教育設定(AES)、別の設定、または代替措置が障害を持たない子供に適用される範囲で(子供を教室から学校の図書館、別の教室、または自宅へ退出させる)連続する10授業日を超えない停学処分、およびCSCがこれらの退出処分がパターン化した問題行動を構成していないと判断する限り、別々の問題行動に対しては同じ年度内に連続する10授業日を超えない範囲の追加の退出処分
- (2) 子供が、学校、学校が提供する交通機関の中、学校の敷地内、あるいは学校行事において下記のいずれかを行った場合、子供の問題行動が障害の顕在化と判定されたかどうかに関わらず45授業日を超えない期間、CSCによって決定されたAES
 - (a) 武器を所持または携帯した場合
 - (b) 意図的に違法薬物を所持または使用、あるいは規制薬物を販売または売買を勧誘した場合

(c) 他の人物に対して重大な傷害を負わせた場合

- (3) 違反を引き起こす行動が子供の障害の顕在化でないとCSCによって判定された場合、CSCによって決定されたAES、別の設定または10授業日を超える停学処分、
- (4) 迅速なヒアリングの後、子供を現在の教育プレースメントに戻すと当人または他の子供が傷害を被る可能性が極めて高いと学校関係者が確信した場合。

退出処分中に必要なサービス

- (1) 障害を持つ子供が現在のプレースメントから同一年度内に累計で10授業日以下の退出処分を受けた場合、学校は障害を持たない子供が退出処分を受ける場合に提供するサービスと同等のサービスのみを提供する必要があります。
- (2) 障害を持つ子供が10授業日を超える期間、プレースメントから退出処分を受ける場合、学校規則への違反を引き起こした行動が子供の障害の顕在化でないと判断された場合、あるいは前述した「代替教育設定」の項の第2段落で説明した特殊な状況のいずれかに基づき、子供の問題行動が障害の顕在化と判定されたかどうかに関わらず退出処分を受ける子供については、学校は下記を行う必要があります。
 - (a) たとえ別の環境であっても子供が一般教育カリキュラムに継続して参加できるよう、そして子供のIEPで設定された目標の達成に向かって進歩できるよう、FAPEとして子供のIEPで特定されたように継続して教育サービスを提供する
 - (b) 再発防止のために適切かつ機能的な行動解析評価および行動介入サービス、ならびに違反行為に対応するために考案された措置を提供する
- (3) 障害を持つ子供が累計で10授業日を超える期間退出処分を受け、かつ現在の退出期間が連続する10授業日以下の場合、CSCは子供がパターン化した問題行動を構成する一連の退出処分を受けているか判定することで、パターン化された退出処分がプレースメントの変更を構成するかどうか判定する必要があります。CSCがパターン化した退出処分がプレースメントの変更でないと判定した場合、CSCはたとえ別の環境であっても子供が継続して一般教育カリキュラムに参加できるため、および子供のIEPで設定された目標達成に向かって進歩するために必要なサービス範囲を決定する必要があります。CSCがパターン化した退出処分がプレースメントの変更であると判定した場合、CSCは顕在確定審査を実施する必要があります。

懲罰に対する上訴

- (1) 子供を元のプレースメントに戻すと当人または他の子供が傷害を被る可能性が極めて高いと学校側が判断する場合に、障害を持つ子供の親がプレースメントまたは顕在確

定審査に関する決定に同意しないと、または子供の現在のプレースメントを維持すると
当人または他の子供が傷害を被る可能性が極めて高いと学校側が判断すると、親ま
たは学校は国防総省ヒアリング・上訴(DoHA)に申し立て書を提出し(以下の初回適法
手続きヒアリングの下)ヒアリング責任者の前で迅速な適法手続きによるヒアリングを要
求することでその決定に対して上訴できます。

- (4) 親または学校のいずれかから上訴が行われた場合は、ヒアリング責任者の決定を待
つ間、または指定された期間が経過するまでのいずれかが(先に)起こるまで、親およ
びDoDEA学校システムが他に同意しない限り、子供は暫定的なAESに留まる必要が
あります。

一方的なプレースメント

一方的なプレースメントとは、親が子供を国防総省管轄外の教育機関に入学させることを独
断で決定することです。国防総省の負担で教育を受ける資格を持つ同省職員の被扶養者に
対して、DoDEAの学校がサービス提供可能な場合、このプレースメントは一方的であるとみな
されます。

親が一方的に子供を国防総省運営でない教育機関に入学させた場合、ヒアリング責任者がそ
のプレースメントの費用負担をDoDEAに命じない限り、DoDEAは親の一方的な決断に対する
費用を負担する必要はありません。ヒアリング責任者から、プレースメントに関する親の一方
的な決断に対する費用の負担をDoDEAに命じる判定を得るためには、親は下記を証明する
必要があります：

- DoDEAが子供にFAPEを提供できなかった
- 親は少なくとも10業務日前までに、子供をDoDEAの学校から退学させる意志があるこ
とを書面によって学校に通知した
- 学校が親の懸念を解決できなかった
- 親の一方的なプレースメントが子供にとって適切である

下記の場合、一方的なプレースメントで親が負担した費用の償還がヒアリング責任者によって
減額または拒否される場合があります：

- DoDEAが(評価の目的も含めて)子供を評価する意図があることを親に通知した後、親
がDoDEAに子供の評価を実施させられなかった
- 親が、自身の懸念および国防総省運営以外のプログラムに入学させる意思について
10業務日前までに書面による通知を学校に提出せずに、子供をDoDEAの学校から退
学させた

子供を私立学校に通わせることまたはホームスクールプログラムへの参加をDoDEAが承認し
た場合、本項の条項は適用されません。

成年

DoDEAでは、18歳の誕生日を迎えた子供は成年とみなされます。子供が18歳になると、あなたが引き続き親の権利を行使することを子供が文書で同意しない限り、または子供が連邦法または州法によって禁治産者とみなされていない限り、あるいは子供が自分の教育プログラムに関するインフォームド・コンセントを提示することが不可能であるとDoDEAが判断し、有資格の期間、子供の教育的利益の代理人を親に指定しない限り、あなた、つまり親に与えられていた権利は子供本人へと譲渡されます。ただし、子供が成年に達した後も懲戒処分を含む特殊教育手続きに関する通知はすべて親へと送られます。

弁護士/代理人を伴う権利

親はいかなる場合でも、弁護士、または障害のある子供に関して特別な知識を有する、あるいは訓練を受けた人物に相談することができます。親の代理人は親に同席し、学校またはヒアリング責任者、あるいはその両方に対して親の意見を代弁することが可能です。適法手続きによるヒアリングでは、親または親の代理人は証拠を提出し、証人を反対尋問することが可能です。

紛争の解決

子供の特殊教育プログラムに関して懸念がある場合、まずは子供の担任または特殊教育担当の教師に相談してください。学校レベルでの問題解決は、学校管理者に協力を求めることも可能です。どのような問題でも、解決のためには子供の学校と草の根レベルでコミュニケーションを取りながら取り組むことが常に最善の方法となります。問題が解決しない場合、正式なCSCミーティング、調整役のいるIEPミーティング、調停、苦情申し立ての提出、および/または適法手続きによるヒアリングの要求を含め、解決に向けて更なる手段を講じることが可能です。

CSCミーティング

CSCミーティングには子供のプログラムに関与する必要なメンバーの全員が出席します(学校責任者、子供の担任、サービス提供者など)。CSCミーティングは、子供のプログラムと進捗について親が持つ懸念に対処するために最も適切な場です。CSCミーティングの構成は、すべての話し合いを円滑に進め、かつ文書に記録します。親の懸念や同意しない部分、また親の懸念に対する学校側の回答を文書に記録します。ミーティングの議事録およびPWNは親と学校の両方にとって記録となります。CSCミーティングで問題に対して双方が合意する解決策が生まれなかった場合、親またはDoDEAは下記を行うことができます:

- 調整役のいるIEPミーティングを要求する
- 学区レベルのスタッフとの話し合いを要求する
- 調停を(書面で)要求する
- 適法手続きによるヒアリングを(書面で)要求する

調整役のいるIEPミーティング

子供の特殊教育プログラム/サービスに関してCSCミーティングの場では解決できない意見の相違または懸念がある場合、親またはDoDEAは調整役のいるIEPミーティングを提案できません。親とCSCが問題または懸念に対する意見の一致と解決に到達することを支援するため、特別な訓練を受けた学校/学区外の人物が呼ばれます。この調整役のいるIEPの進行役は紛

争解決プロセスのスキルを持ち、しばしば子供のために問題を解決し前向きな結果に到達するよう親や学校を支援します。

調停

親と学校が子供の特殊教育サービスに関する紛争を乗り越えて合意に達するために、親は、中立した第三者の支援による調停の場を設けるようDoDEAに要求できます。この調停手続きは任意であり、独立し、かつ訓練を受け、DoDEAに任命された調停者によって実施されます。親は調停に関する費用を負担する必要はありません。調停者は事実の認定をしたり、当事者に義務を課すことはありません。調停では当事者が手続きを完全にコントロールし、しばしば双方が完全に納得する合意に到達することができます。

調停手続きで討議された内容は部外秘であり、追行する適法手続きによるヒアリングまたは民事訴訟において証拠として使用されることはありません。ミーティングは双方が合意した時間と場所で開催されます。調停で合意に至った場合、国防総省訓令1342.12により、当事者は法により拘束力を持つ合意書を作成する必要があります。

適法手続きによるヒアリングの開始

親および学校が子供の認定、評価、プレースメント、IEP、またはFAPEの提供を含めて意見の相違を解決することが不可能な場合、親またはDoDEAは適法手続きによるヒアリングを要求できます。適法手続きによる苦情申し立て(上訴)が、国防総省公聴・不服申し立て事務所(DOHA)長官に受理されると、独立したヒアリング責任者が任命されます。ヒアリング責任者は、親および子供が居住する地区で(またはビデオ電話会議により)適法手続きによるヒアリングを開始し、情報交換およびヒアリングの準備を監督し、ヒアリングを実施します。

通知/申し立て/苦情申し立て

ヒアリングの開始を求める当事者は、下記住所へ申し立て書(苦情申し立て通知とも呼ばれる)を提出する必要があります: Director, DOHA, Post Office Box 3656, Arlington, Virginia 22203。電子メールの場合は specialcomplaint@osdgc.osd.mil。また、子供が通学する学校の校長、子供が国防総省運営以外の学校に入学している場合はDoDEA法律顧問にも申し立て書のコピーを提出する必要があります。申し立て書がDOHAに届いた時点で申請が完了したとみなされます。申し立て書を提出した当事者は、申し立て書のコピーをDoDEA特殊教育事務局にも提出することを奨励します。宛先はDoDEA Headquarters, 4800 Mark Center Drive, Alexandria, VA 22350-1400です。DOHA長官はDOHA行政法審判官をヒアリング責任者に任命します。

提出期限

親またはDoDEAは、苦情申し立ての根拠であり訴えられている行動を親または学校が知り得た日から2年以内に、公平な適法手続きによるヒアリングを要求できます。親は、以下の事由によりヒアリングの要求を妨害されたと証明できた場合には、期間を延長して適法手続きによるヒアリングを請求することが可能です:

- DoDEAが、親の苦情申し立てに基づく問題は既に解決済みであると特別に虚偽の説明をした場合

- DoDEAが、IDEAパートBおよびその施行規則である国防総省訓令/手順1342.12下で親に開示されるべき情報を提供しなかった場合

申し立てに必要な情報

申し立て書には下記の情報を明記する必要があります:

- 子供の氏名
- 子供の住所
- 子供が通学する学校の名前
- 特定された問題ごとに、その性質についての説明
- 子供の教育プログラムに関して提案された、または却下された新規導入案あるいは変更部分についての説明
- 特定された問題ごとに、それに関する事実

適法手続きによる申し立てをヒアリング責任者および回答する学校に確実に理解してもらうために、学校関係者と合意に至らなかったことの本質、子供の教育に対して違いが生じると考える理由、および要求する特定の救済措置を明記する必要があります。

書面による通知および回答

- DoHA長官が申し立て書を受理してから10業務日以内に、DoDEAは親宛てに、苦情申し立て書で取り上げられた問題に対して具体的な回答を送付する必要があります。
- 学校が親宛てにPWNを送付していない場合、その回答にはPWNに全体的な説明を含める必要があります(つまり提案または却下された対策、CSCが検討した他の選択肢およびそれらが却下された理由、その決定の根拠としてCSCに使用された各評価、手続き、査定、記録、または報告書の説明、その提案または却下に関連した要因の説明)。

不十分な申し立て

回答者は、IDEAで求められている要素を記述できていないとして申し立て書の十分に異議を唱える場合、申し立て書を受理してから15業務日以内に不十分な申し立てに関する通知を送付できます。不十分な申し立てに関する通知を受け取ってから5業務日以内に、ヒアリング責任者は判断を下し、その決定を書面で当事者に通知します。

解決に向けたセッション(ミーティング)

IDEAおよび国防総省手順1342.12により、親は学校と面談し適法手続きによる苦情申し立てについて説明する機会を保障され、DoDEAは親からの苦情申し立てを解決する機会を保障されます。適法手続きを要求する親の申し立て書(すなわち、通知または苦情申し立て)がDoHA長官に受理されてから15暦日以内に、学校側は解決に向けたセッションを開く義務があります(または迅速なヒアリングを要求されている場合は7暦日以内)。このセッションは親、苦情申し立て書で取り上げられた事実に関して特に熟知するCSC関係者、および申し立てに関する決定権を持つDoDEA代表者との間で行われるミーティングです。

親およびDoDEAの双方が解決に向けたセッションの権利を放棄するか、解決に向けたセッションの代わりに調停に参加することを書面で同意しない限り、解決に向けたセッションを開催す

る必要があります。学校長が申し立てを受理してから30暦日を経過しても解決に至らない場合は、ヒアリング責任者は適法手続きによる申し立てを招集することができます。

- **不参加:** DoDEAが解決に向けたミーティングを招集し、合理的な努力を行いそれを文書化した後でも解決に向けたミーティングで親の参加を得られなかった場合、DoDEAは解決期間(30暦日または迅速なヒアリングの場合は15暦日)の終了時に、ヒアリング責任者に親からの適法手続きによる苦情申し立てを却下するか適法手続きによる迅速なヒアリングを要求する場合があります。
- **弁護士:** 解決に向けたセッションに弁護士を同席させる場合、その弁護士費用は一切償還を認められません。DoDEAは、親が弁護士を同席させた場合に限り弁護士を同席させることができます。
- **拘束力を持つ合意書:** 解決に向けたセッションで親とDoDEAの双方が合意に至った場合、親とDoDEA代表者はその合意を書面に残します。これは拘束力のある合意書であり、双方が署名した時点で法的な強制力を持ちます。ただし、署名後も各当事者は合意書を見直し、署名後3業務日以内であれば合意を撤回する権利を持ちます。
- **適法手続きによるヒアリングの実施:** 適法手続きによるヒアリングを進める前に、権利および義務に関する詳細説明について国防総省訓令1342.12を参照してください。
- **証人および証拠書類の開示:** 少なくともヒアリングの5業務日前までに、すべての証拠および報告書を含め、各当事者がヒアリングで使用する予定の文書および資料のすべてを一覧にして当事者同士で交換する必要があります。また、各当事者は、ヒアリングに召喚する予定のすべての証人の名前を、各証人の予想される証言とともに開示する義務があります。ヒアリングの少なくとも10業務日前までに、各当事者は証人としてヒアリングに召喚する予定の専門家の氏名、肩書、専門的資格の説明、および予定される証言の概要を開示する必要があります。ヒアリング責任者は双方の当事者で共有されていないまたは双方の当事者が入手可能ではない証拠を使用することを却下する場合があります。
- **紛争の解決:** 紛争は、正式なヒアリングを通してヒアリング責任者の前で双方の当事者がそれぞれの主張を述べることで解決されるか、またはヒアリング責任者に主張を提出することで書面による記録を基に判定を求めることができます。口頭による正式なヒアリングよりも書面による記録を基にした判定を望む場合は、そのことをヒアリング責任者に文書で知らせる必要があります。DoDEAはヒアリングを放棄する親の要求に反対することができます。その場合、ヒアリング責任者がこの要求に対する裁定を下します。
- **ヒアリングの判定:** ヒアリング責任者は、法的に十分な申し立てまたは修正後の申し立てを受理し業務を行い、合意に至らず30日の解決期間が終了した通知をヒアリング責任者が受理した場合、両当事者が解決に向けたミーティングを放棄した場合、あるいは

は両当事者が合意に達することなく解決プロセスの代わりに調停を締結した場合、その後50業務日以内に事実認定および法的結論を出す必要があります。

- **逐語的な記録:** 適法手続きによるヒアリングの最終審判時に、親はヒアリングの記録を書面または電子媒体で受け取ることが可能です。

ヒアリング結果に対する行政不服申し立て:

親またはDoDEAのいずれも、ヒアリング責任者の判定を受け取ってから15業務日以内に、ヒアリング責任者の判定に対してDoHA上訴委員会に上訴する権利を持ちます。上訴状は、前述の申し立て書の提出先と同じ宛先の、DoHA上訴委員会委員長宛てに提出する必要があります。上訴の通知を提出してから30業務日以内に、上訴人はDOHA上訴委員会委員長宛てに上訴状にある問題点および争点の説明を書面で提出する必要があります。上訴人はそのコピーを相手側の当事者へ郵便で送付する義務があります。上訴人の相手は、上訴の問題点および争点に関する上訴人の書状を受け取ってから20業務日以内にDOHA上訴委員会委員長宛てに回答を提出する必要があります。上訴人の相手は、その回答のコピーを上訴人へ郵便で送付する義務があります。DOHA上訴委員会は、すべての当事者の上訴に関して、その問題を受理してから45業務日以内に判定を下します。

民事訴訟

どちらの当事者(親またはDoDEA)も、DoHA上訴委員会の最終判定に不服を持つ場合、(懲戒手順に関するヒアリングも含めて)適法手続きによるヒアリングの争点となっていた件を民事訴訟に持ち込む権利を有します。訴訟は、管轄権を有する米国の地方裁判所に持ち込むことができます。民事訴訟は、上訴委員会の決定を受け取ってから90暦日以内に起こされる必要があります。適切なファイリングおよびその他の手続き規則へのコンプライアンスを確実にし、民事訴訟を起こす権利を失わないようにするには、少なくとも連邦民事訴訟規則およびお住まいの地域の裁判所の規則を参照し、弁護士に相談する必要があります。

弁護士費用

合衆国連邦裁判所は、IDEAで認められた行政措置または裁判の手続きに要した正当な弁護士費用は勝訴側へ償還されると裁定する場合があります。

おわりに

DoDEAは、このガイドブックを通してあなた、すなわちご両親の皆様が親と子供に与えられた多くの権利をより明確に理解してもらえることを期待します。DoDEAは国防総省訓令1342.12に従い子供に質の高い特殊教育サービスを提供する目標を立て、親と教育的パートナーシップを構築することに全力を注ぎます。子供の教育プログラムに関してさらに質問がある場合は、いつでも子供の担任、専門の教師、あるいは学校関係者に遠慮なくご相談ください。